



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>■市民課窓口延長取扱業務（18:15 まで） 住民票の写し・戸籍関係証明書・税関係証明書（申告が終了しているもの）・印鑑証明書の交付、印鑑登録業務、住民異動届、マイナンバーカードの交付・申請、パスポートの交付（申請はできません）</p> <p>■市民課マイナンバーカード休日窓口（8:30～12:00） マイナンバーカードの交付・申請（入り口は庁舎東入口のみ） 市民課 ☎ 65-1232</p> <p>■防災行政無線自動電話応答システム 市内一斉放送の防災行政無線の内容を確認できます ☎ 050-3797-2180</p> <p>※市県民税（第4期）、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第7期）納期限</p>						<p>1 元日</p> <p>❖市役所閉庁（～3日）</p> <p>♥きかんしゃトーマス展（～16日、12月号 P19）</p>
<p>2</p> <p>♥あかがねミュージアム新春ステージライブ（P26）</p>	3	4	5	<p>6</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	7	<p>8</p> <p>♥広瀬歴史記念館・旧広瀬邸の無料公開（P24）</p>
<p>9</p> <p>♥広瀬歴史記念館・旧広瀬邸の無料公開（P24）</p>	<p>10 成人の日</p>	<p>11</p> <p>♥人権のつどい日（P14）</p>	12	<p>13</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	<p>14</p> <p>+集団けんしん（保健センター、12月号 P29）</p>	15
<p>16</p> <p>+集団けんしん（保健センター、12月号 P29）</p>	17	18	<p>19</p> <p>+集団けんしん（保健センター、P23）</p>	<p>20</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	21	<p>22</p> <p>❖マイナンバーカード休日窓口 ♥新居浜の美術コレクション展示（～3/21、P14）</p>
<p>23</p> <p>♥百縁笑点街&さんさん産直市</p>	24	25	26	<p>27</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	28	<p>29</p> <p>+集団けんしん（保健センター、P23）</p>
<p>30</p>	<p>31</p> <p>※今月の納期限 +集団けんしん（保健センター、P23）</p>					

外科の休日診療カレンダー

診療時間（9：00～17：00）

1日(土)	たに脳神経外科・内科・ものわすれクリニック	郷	☎ 46-1325
2日(日)	いまなかクリニック	高田	☎ 33-5388
3日(月)	宮原医院	八幡	☎ 35-1235
9日(日)	田坂外科医院	北内町	☎ 41-7055
10日(月)	知元医院	松神子	☎ 45-1525
16日(日)	立花病院	喜光地町	☎ 41-4118
23日(日)	吉松外科胃腸科	田所町	☎ 32-5787
30日(日)	ながやす整形外科クリニック	宮西町	☎ 37-1360

内科・小児科

診療時間	<p>(内科・小児科) (月)～(土) 20:00～23:00 (日)・(祝) 9:00～17:00</p> <p>※上記時間帯は小児科医がない場合もあります。電話にてお問い合わせください。</p>
	<p>(小児科専門医) (火)・(木) 23:00～翌朝 6:00 (月)・(水)・(金)・(土) 21:00～翌朝 6:00 (日)・(祝) 18:00～21:00</p> <p>※小児科専門医の祝日診療については診療していない日がありますので、新居浜市医師会ホームページ（目次→救急医療情報→急患センター）でご確認ください。</p>
場所	<p>新居浜市医師会内科・小児科急患センター 一宮町 1-13-52（市役所南側） ☎ 32-5658</p>

※内科・小児科急患センターは、突然急激な症状を発症した患者さんが受診するセンターです。昼間すでに受診した人や、数日前から同じような症状がある人は、翌日医療機関で受診しましょう。



ごみ休業日

ごみ収集業務、清掃センター、最終処分場

1日(土)～3日(月)・16日(日)・23日(日)・30日(日)

○9日(日)は、施設への自己搬入のみ可能です。

○29日(土)・31日(月)は清掃センターの施設点検のため、燃やすごみ以外は搬入できません。

【施設へのごみ搬入受付時間】
8:30～16:00

ごみは、ごみステーションのルールを守り、収集日当日に出しましょう（朝7:30まで）。

大型ごみ受付
☎ 31-5300

開庁日の8:30～16:00



※家電リサイクル法対象品は収集できません。

ごみ減量課からお知らせ ☎65-1252

●ごみステーションの利用について

ごみステーションの多くは、自治会など地域の管理者で維持管理されており、それぞれにルールが定められています。

ごみステーションの利用については、維持管理をしている自治会など地域の管理者に相談した上、定められたルールを守ってごみを出してください。

また、出すごみは責任を持って分別し、気持ちよくステーションを利用しましょう。